

## 大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、大船渡市が地域クラブ活動の認定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 大船渡市認定地域クラブ活動の認定要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件の該当の有無については、市長が認定制度の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、認定制度の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に基づき別に定める。

(認定申請)

第3条 大船渡市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、大船渡市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、大船渡市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「申請者」という。)に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、必要に応じてヒアリングや現地確認等により申請内容を審査し、第2条に規定する認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 大船渡市が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合は、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「大船渡市認定地域クラブ活動」とする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 市長は、前条第1項の規定による認定をしたときは、大船渡市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による認定をしないときは、大船渡市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 大船渡市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度から翌々年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 大船渡市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は、速やかに大船渡市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により市長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第8条 大船渡市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合は、速やかに大船渡市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 大船渡市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合は、速やかに大船渡市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、大船渡市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 大船渡市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 市長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、大船渡市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)を大船渡市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(大船渡市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 市長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、大船渡市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(大船渡市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 市長は、大船渡市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援(財政支援、学校施設等の優先利用等)
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教職員等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月10日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年度末までの間、市長は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第4号、第6号又は第7号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとする。この場合においては、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質を担保等するために適切な指導助言等を行うものとする。

大船渡市長 様

団体名  
代表者氏名

大船渡市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

大船渡市認定地域クラブ活動を申請するに当たり、次の事項を誓約の上、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 大船渡市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は、速やかに届け出ます。
- 3 市長からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

## 別紙

1	団体名	
2	地域クラブ活動の名称	
3	代表者氏名	
4	住所又は所在地、連絡先	〒  TEL : E-mail :
5	活動種目	
6	活動内容	
7	参加者数	全体 名 (うち、中学生 名)
8	募集対象者	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	募集対象区域 (エリア)	
10	活動時間及び活動場所	
11	参加費、保険料などの 受益者負担	参加費 : 円/月又は年 保険料 : 円/年 その他 : 円/年
12	添付書類	① 大船渡市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号) ② 団体の規約又は会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書(地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ)

## 様式第2号（第3条関係）

### 大船渡市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 市では、本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等を求めることがあります。

① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

生徒<sup>※1</sup>の自主的・主体的な参加による活動<sup>※2</sup>であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。

市が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。

選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。<sup>※3</sup>

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること。<sup>※1</sup>

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること。

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。
- 市が定める研修を受講し、市に登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。<sup>※1</sup>

※1 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- 次の内容を含む規約等<sup>※1</sup>を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。<sup>※2</sup>
  - ・ 団体の目的
  - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事<sup>※3</sup>）の選任・解任に関すること。
  - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
  - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること。
  - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること。
- 営利を主たる目的とせずに運営すること。<sup>※4</sup>
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。

※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断する。

※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

※4 市が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、この確認事項は適用しない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること。

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等<sup>※1</sup>を生徒の在籍する中学校等と共有すること。
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。<sup>※2</sup>
- 市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記の要件を確認しました。

年 月 日

大船渡市長 様

団体名

代表者氏名

様

大船渡市長

大船渡市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった大船渡市認定地域クラブ活動の認定の申請については、下記のとおり認定するので大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

（※必要に応じて記載）

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

大船渡市長

大船渡市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、大船渡市認定地域クラブ活動の認定申請については、下記理由により認定しないこととしたので、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

大船渡市長 様

団体名  
代表者氏名

大船渡市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付で大船渡市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容  
(新)  
(旧)
5. 変更の理由

大船渡市長 様

団体名  
代表者氏名

大船渡市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付で大船渡市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間 年 月 日～ 年 月 日
3. 休止の理由

大船渡市長 様

団体名  
代表者氏名

大船渡市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付で大船渡市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第9条の規定により、大船渡市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

様

大船渡市長

大船渡市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付で大船渡市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしたので、大船渡市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由



## 誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名